

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	東京都江戸川区	区分	単独・社協委託
キーワード	相談対応の工夫、アセスメント・支援の検討、不正防止（効果）		

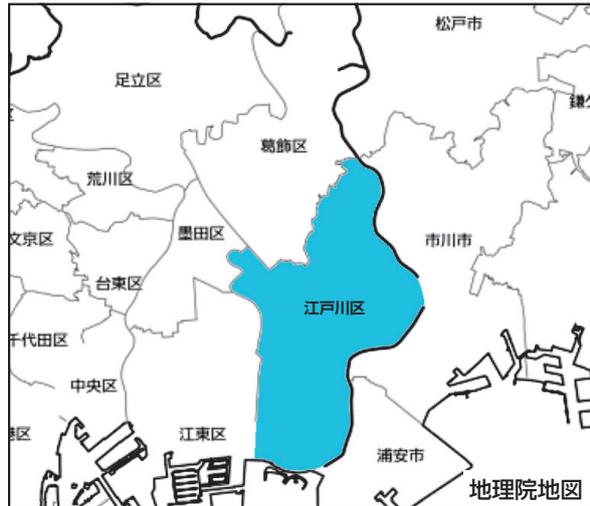
地域拠点の活用と成年後見支援会議

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	697,801人
面 積	49.09km ²
高齢化率	21.0%
地域包括支援センター	27か所
日常生活自立支援事業利用者数	67人
療育手帳所持者数	5,027人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	6,316人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
869人	710人	118人	30人	11人

（2018年12月末時点）

②区長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年
件 数	65件	87件	77件	69件
内 訳	高齢者	56件	74件	65件
	障害者	9件	13件	12件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
68人	31人	9人	36人

（2019年度末時点）

3. 事例のポイント

▶安心生活センター（社協）を中核機関に

2018（H30）年度、介護保険事業計画等において、成年後見制度推進機関（都の事業により整備されてきた機関）であった社協の安心生活センターを地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置付け。

▶首長申立と受任調整のための協議シート

2019（H31）年度より、毎月1回「成年後見支援会議」を実施し、首長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援等）を実施。その際使用する「成年後見支援会議協議シート」を開発。

▶相談機能の強化

2019（H31）年度より、成年被後見人等、後見人等、区民や関係者を対象とした「後見人何でも相談ダイヤル」を開発。困難案件については「成年後見支援会議」に報告し、不正防止にもつながる丁寧な対応を実施。

既存機能の活用

計画の策定

取組

定住自立圏域

事例の制定

窓口周知

広報・相談、

アセスメント・

相談受付の工夫

支援検討

他制度との連携

調整

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦

法人後見

親族申立の

活用

補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

バックアップ・

モニタリング・

取り扱い

意思決定支援

連携

都道府県等との

協議体、合議体

連携

当事者団体との

家裁との連携

不正防止（効果）

連携

専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2007 (H19) 年 4月	江戸川区社会福祉協議会に「安心生活センター」設置。 法人後見5件受任開始。
2016 (H28) 年	地域共生社会の拠点となる「なごみの家」設置開始。 * 現在、江戸川区内に9カ所設置。総合相談機能。
2018 (H30) 年度	「江戸川区熟年しあわせ計画及び第7期介護保険事業計画」、「第5期障害福祉計画」において、安心生活センターを中核機関（委託）として位置付け。 * 相談機能、後見人支援機能等の強化、利用促進に努めていく旨を明記
2019 (R1) 年度	毎月1回「成年後見支援会議」実施。 * 区長申立協議（受任者調整、支援方針立案支援を含む）
2019 (R1) 年度	「後見人何でも相談ダイヤル」開設。 * 困難案件は「成年後見支援会議」へつなぐ。



POINT

Point 1

都内でも首長申立件数ではトップクラスの自治体で、安心生活センターが中核機関と位置付けられる前までは、首長申立の事務はすべて社協で行っていました。しかし、国基本計画にもとづき、行政が担う役割を明確化。行政が直接相談を受ける等よりスムーズな対応を可能としました。

Point 2

「後見人何でも相談ダイヤル」は、成年被後見人等や後見人等（親族も）だけではなく、一般の区民や関係者も対象としており、文字通り「何でも」相談できる窓口です。ここで受ける相談が受任調整にも活かされ、また、不正の予防にも効果がでてくると考えて、丁寧に取り組んでいます。

Point 3

江戸川区は、人材や予算が潤沢にあるわけではない自治体ですが、既存の機能（「なごみの家」、民生委員の高齢者個別訪問等）を活用し、子どもも含めた全世代型の権利擁護支援を目指します。判断能力のある独居の高齢者に向けて「おひとり様支援事業」にも取り組んでいます。

社協が中核機関の委託を受けたときに、行政との関係をどのように整理しましたか？

中核機関として立ち上がったときに、これまで実施していた首長申立の事務を行政に移しました。しかし、社協のこれまでのノウハウを活かしていくために、お互いの得意分野を整理し協働していく体制をとっています。行政と社協どちらも窓口となりますが、家裁との連絡調整は安心生活センターに一本化しています。



Ⅲ. 江戸川区における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

江戸川区では2018（H30）年度、「江戸川区熟年しあわせ計画」及び「第7期介護保険事業計画」、「第5期障害者福祉計画」に包含する形で、2007（H19）年から委託してきた社協の安心生活センター（以降、センターという）を中核機関と位置付けました。これまで法人後見の受任等を行っていたセンターですが、国基本計画に基づき、さらに、相談機能の強化、後見人支援の強化が明記されました。

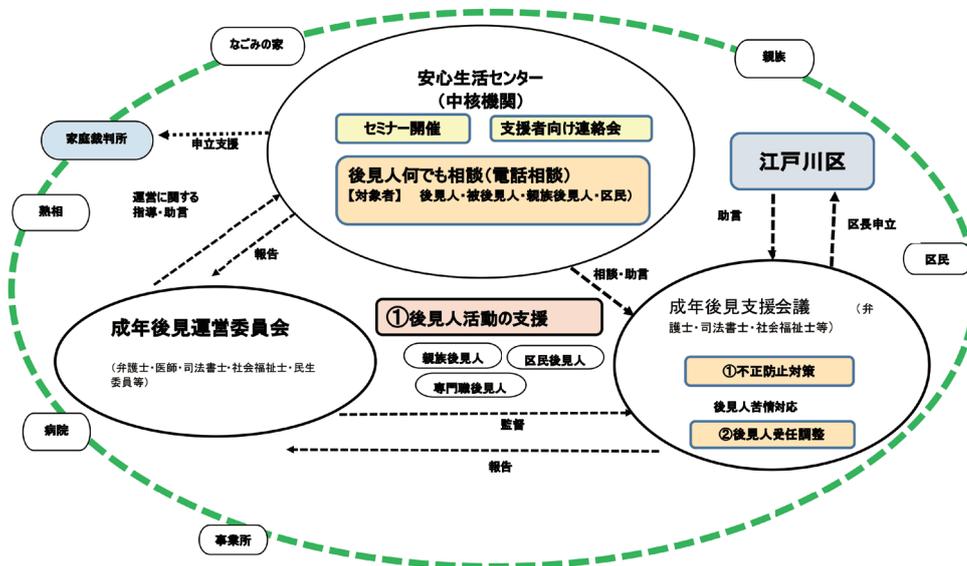
現在の職員体制は合計13名（常勤8名、非常勤5名・社会福祉士、精神保健福祉士等）です。

江戸川区では2016（H28）年に「なごみの家」

の設置が始まりました。「なごみの家」は、区内を15の生活圏域に区分け（おおよそ2つの中学校区）し、連合町会エリアに合わせて現在9カ所設置されています。国の地域包括ケアシステム、介護、医療、子どもの支援を地域で完結する共生社会の考え方を採用し、「なんでも相談」、「子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場」、「地域のネットワークづくり」の機能をもっています。

大きな権利擁護という意味で高齢者から子どもまでの情報をキャッチし、権利擁護支援の必要性があるときには、中核機関である安心生活センターと連携することを目指しています。

江戸川区の中核機関における権利擁護支援の地域連携ネットワーク



2. 成年後見支援会議

2009年に「安心生活センター」が立ち上がったときから区長申立事業を社協に委託しており、成年後見支援会議の前身となる事例検討・受任調整を行う会議を継続して実施してきました。2018年

度から成年後見支援会議を試行し、2019年度から月1回の定例会議として本格実施しています。

成年後見支援会議は、区の福祉推進課職員、社協職員、各所管課（介護保険、障害者福祉、生活

援護、健康サポートセンター）職員、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成され、毎回10事案前後について協議しています。

この会議では、首長申立の受任調整だけでなく、「何でも相談ダイヤル」からあがってくる支援困難事案についても取り扱っており、会議の構成メンバーから適切な支援に向けた助言をもらうなどしています。また、この会議では、後見人選任後の課題解決のために家庭裁判所に申し入れをすべきと判断されるような案件に関する検討も行っています。

成年後見支援会議協議シート（区長申立用）

主管課	担当		
関係部署	<input type="checkbox"/> 福祉推進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 障害者福祉課 <input type="checkbox"/> 生活支援一課 <input type="checkbox"/> 生活支援二課 <input type="checkbox"/> 生活支援三課 <input type="checkbox"/> 健康部（健康サポートセンター）		
ふりがな 氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)
心身の状況	<input type="checkbox"/> 認知症 介護度(<input type="checkbox"/> 支援Ⅰ介護) <input type="checkbox"/> 知的障害(度) <input type="checkbox"/> 精神障害(級) 診断書(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 依頼中) 作成日 年 月 日 類型 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助		本人状況
	住居 住民票上の住所 現在の居所		
親族関係	名前	続柄	親族関係図
	親族の関わり		
経済状況	収入	月額	円 その他収入
	生活保護費	月額	円
相談経路	支出	月額	円 (内訳)
	財産	預貯金	円 その他財産
相談内容			初期相談日
	ご本人の意向		

3. 後見人何でも相談ダイヤル

もともと安心生活センターは、苦情解決相談事業を受託していたため、職員は、都社協が実施する苦情対応の研修を受講していて、相談者の話を適切にしっかり聞くスキルを当初から有していました。

2019年度から安心生活センターで「後見人何でも相談ダイヤル」専用回線を設置し、職員が必ず電話を受けられる体制をとっています。

後見人についての相談窓口であることを明示し

たことで、被後見人等本人からの相談も入ってきます。例えば、本人からの電話でも、すぐに「家裁に相談してください」ということではなく、まずはしっかり聞いて意見として受け止めることで、本人が納得することがあります。また、さらに検討が必要という事案については、成年後見支援会議にあげていくことができるようになりました。

後見人選任後の相談を適切に受け止める過程があることで、受任調整の過程でも本人のメリットを考えたしっかりとした協議ができるようになりました。

担当者より

江戸川区、区社協が、都、都社協とも一緒に協議しながら、既存の計画や現状を変えていくことが強みになり、制度を利用する区民目線から必要にせまられて取組を進めていきました。

江戸川区も社協も、このセンターを大事に思い、事業を広げることを必要だと共有することで、必要な職員の確保につながってきました。しかし、ここからは仕組みを考えていくための知恵を出す時代だと思えます。



参考URL 連絡先

江戸川区福祉部福祉推進課
TEL : 03-5662-0086

●江戸川区社会福祉協議会 安心生活センター
TEL : 03-5662-5557

URL : <http://www.edogawa-shakyo.jp/fukushi.html>